

運 營 規 程

訪問看護・介護予防訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、訪問看護ステーションあうら（以下「当事業所」という）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の運営に関する事項を定めたものである。当事業所が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の業務は、高齢者が要支援状態もしくは要介護状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問看護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、また、指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

(2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法等により妥当適切に行うものとする。

(3) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成後は、当該訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の実施の把握を行い、その結果を指定介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に報告するものとする。

(4) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上の必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

(5) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行うものとする。

(6) 自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(7) 前6項のほか、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）」、「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションあうら
- (2) 所在地 青森県青森市幸畑二丁目6番10号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：正看護師 1人（常勤職員 看護職員と兼務）

管理者は当事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

- (2) 訪問看護師等：看護職員 4人以上（常勤職員）
理学療法士等 3人以上（常勤職員）

訪問看護師等は、訪問看護計画書(又は介護予防訪問看護計画書)及び訪問看護報告書(又は介護予防訪問看護報告書)を作成し、指定訪問看護(又は指定介護予防訪問看護)の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。但し、緊急時、その他必要な場合は、この限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(但し、祝祭日・8月13日から8月15日・12月30日から1月3日までは休業日)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション

(理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環として、看護職員の代わりにさせる訪問となります)

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料、その他の費用は次のとおりとする。

- (1) 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供したサービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- (3) その他の費用 死後の処置料 無料

2. 次条の通常の業務の実施地域外の地域の居宅において行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、徴収しないものとする。

3. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う場合は、あらかじめ、利用者又は家族に対し、提供するサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の業務の実施地域)

第8条 通常の業務の実施地域は青森市(旧浪岡町を除く)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨機応変の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 訪問看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(衛生管理)

第10条 当事業所は、訪問看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うと共に、当社の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対応して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2. 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3. 当事業所は、第一項の対応又は提供したサービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市又は保険者市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努める。この場合において、市等から求めがあった時は、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告する。

4. 当事業所は、サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。

5. 当事業所は、利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努める。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあった時は、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告する。

(守秘義務)

第12条 当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また職員でなくなった後においても、同様である旨を管理者との誓約書の内容とする。

2. 当事業所は、利用者からあらかじめ、文書で同意を得ない限り利用者の個人情報を用いてはならない。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、サービスの提供中に事故が発生した場合、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

2. 当事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

3. 当事業所は、利用者に対して、当事業所の看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるもの

とする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第15条 当事業所は、利用者及び第三者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、実施する場合は、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

（記録の整備）

第16条 当事業所は、従業者、設備、備品、会計に関する記録を整備する。

2. 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。
3. 当事業所は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 訪問看護師等の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 当事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. この規程に定めるもののほか、当事業所の運営に関する事項は、取締役会との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月15日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。